



制度で

市民のみなさん
のお声を、お聴
かせください。

募集期間

令和3年（2021年）
7月 5日（月）から
8月 3日（火）まで

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

『市民とともに

「守り・育む宝塚の農」』

宝塚市では、

第2次宝塚市農業振興計画（案）

について、市民のみなさんからのご意見を
募集しています。



（お問合せ先）
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所産業文化部産業振興室農政課
Tel 0797-77-2036 Fax 0797-77-2133

第2次宝塚市農業振興計画(案)への意見募集について

1 宝塚市農業振興計画とは

宝塚市農業振興計画は、宝塚市の農業振興に関する方向性を具体化し、農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するものです。第1次計画の計画期間は令和3年度（2021年度）までですが、第6次宝塚市総合計画の策定期間に合わせて1年前倒しをして、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの間における第2次宝塚市農業振興計画を策定します。第2次宝塚市農業振興計画においては、今日の日本の農業が直面する、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、都市農業振興基本法の制定、農業の担い手不足など、社会環境の変化に伴う新たな課題等に対応し、本市の農業の振興の方向性を示し、農業の将来像『市民とともに「守り・育む宝塚の農」』の実現を目指します。

2 第2次宝塚市農業振興計画（案）策定の経過

本計画（案）の策定にあたり、令和元年（2019年）10月、宝塚市農業振興計画策定委員会に計画策定に関し諮問し、知識経験者1人、市長が適当と認める者2人、市内の公共的団体の代表者6人、関係行政機関の職員1人、公募による市民2人の合計12人の委員で、令和元年10月～令和3年3月に6回の審議が行われました。

宝塚市農業振興計画策定委員会の委員名簿は、別添のとおりです。

3 第2次宝塚市農業振興計画（案）のポイント

本計画（案）では、第1次計画に引き続き『市民とともに「守り・育む宝塚の農」』を本市農業の将来像として掲げるとともに、新たにスローガン「愛^I農^{KNOW}たからづか ～未来に続く宝塚の農業～」を掲げ、市民一人ひとりの農業への意識の醸成を目指します。

この将来像を実現していくため、「農業の持続的な発展」、「農業の新たな価値創出の推進」、「「農」に触れ「農」を知る機会の創出」の3つの計画の方向性をもって施策を進めていきます。

4 意見募集の目的

計画策定の趣旨や内容等について、広く公表し、本計画（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 第2次宝塚市農業振興計画（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 第2次宝塚市農業振興計画（案）の概要版
- ④ 第2次宝塚市農業振興計画（案）

5 第2次宝塚市農業振興計画（案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画書（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

①市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

- ・産業文化部産業振興室農政課のページ
- ・トップページから「第2次農業振興計画」で検索するか、または「検索用ID：1042495」を入力し検索することもできます。 二次元コード

②市の窓口

- ・市役所農政課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。

6 意見の募集期間

令和3年（2021年）7月5日（月）から令和3年（2021年）8月3日（火）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所農政課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和3年（2021年）8月3日必着とします。

ただし、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 （住所記載不要）「市役所産業文化部産業振興室農政課」

電話番号 0797-77-2036

ファクシミリ 0797-77-2133

電子メールアドレス m-takarazuka0080@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号

(農政課は市役所 1 階です。)

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所農政課（1 階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別回答はしませんのでご了承ください。

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

宝塚市農業振興計画策定委員会 委員名簿

【敬称略】

	N o	団体名等	役職	氏名
◎ 知識経験者	1	公立大学法人兵庫県立大学 環境人間学部	教授	三宅 康成
○ 市長が適当と認める者	2	公益社団法人 兵庫みどり公社 農地活性部	部長	河田 忠紀
	3	女性農業者	-	辰巳 真由美
市内の公共的団体等の代表者	4	西谷農会長会	会長	福田 俊治
	5	宝塚市農会連合会	会長	尾崎 進夫
	6	宝塚市花き園芸協会	理事	阪上 雅信
	7	宝塚いずみ会	会長	岡橋 禮子
	8	兵庫六甲農業協同組合 農業青年会議宝塚支部	部会長	森脇 宏文
	9	兵庫六甲農業協同組合 宝塚営農支援センター	センター長	日野尾 康行
関係行政機関の職員	10	兵庫県 阪神北県民局 阪神農林振興事務所	副所長	三原 香奈子
公募による市民	11	市民公募	-	枝川 大輔
	12	市民公募	-	松前 克明

◎:委員長 ○:委員長職務代理者

第2次宝塚市農業振興計画（案）に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

☐ 市内在勤 ☐ 市内在学 ☐ その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

☐ 第2次宝塚市農業振興計画（案）の全般に関すること☐ 特定の部分に関すること

_____ページの_____行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】令和3年（2021年）8月3日（火）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 産業文化部 産業振興室 農政課 （農政課は、市役所1階です。）

〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1

TEL：0797-77-2036 FAX：0797-77-2133

E-mail：m-takarazuka0080@city.takarazuka.lg.jp

第2次宝塚市農業振興計画（案） 概要版

令和3年（2021年） 月

宝 塚 市

1 計画策定にあたって

■計画策定の趣旨

宝塚市（以下「本市」という。）では、農業の将来像『市民とともに「守り・育む宝塚の農」』の実現に向けて、具体的施策をまとめた「宝塚市農業振興計画」（以下「第1次計画」という。）を平成24年（2012年）3月に策定し、農業振興施策に取り組んできましたが、その後、農業者の後継者不足と高齢化は一層進み、営農環境は厳しさを増しています。

このような状況の変化や課題を早期に対応し、本市農業の振興の方向性やその実現に向けた取組と目標を明確にするため、令和3年度（2021年度）から10年間を計画期間とする「第2次宝塚市農業振興計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、本計画は、「六次産業化・地産地消法」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」及び「都市農業振興基本法」第5条に基づく「宝塚市都市農業振興計画」を兼ねるものとします。

■計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とします。

2 宝塚市の農業を取り巻く課題

■農地の保全・有効活用及び担い手の確保

【南部】

- 生産緑地などの市街化区域の都市農地が減少しています。都市農地の価値を都市環境や景観、防災、水系保全など、幅広い視点で見直し、適切に保全・活用を図ることが求められています。
- 継続的に営農ができる経営の手法を検討する必要があります。

【北部】

- 農業後継者の不足が懸念されています。認定農業者など地域農業の担い手をはじめとして兼業農家、非農家が協力し集落内の農地、農業用施設を守り、また担い手や後継者を確保する必要があります。
- 労働力の不足や耕作条件が悪いなどの理由で耕作されない農地が増加しています。不耕作地は周囲の農地に悪影響を及ぼすことから、これらの適切な管理が求められます。
- 有害鳥獣による農作物被害が継続的に発生し、生産意欲や農業所得の低下を招いています。被害対策を地域全体で行い、有害鳥獣被害を防止する必要があります。

■安定した農業経営の確立

【全域】

- 収益性向上のため、異業種交流や6次産業化など農商工連携により地域資源に新たな価値を付加することが必要です。
- 農福連携等農地の新たな農地活用を検討する必要があります。

○労働力不足への対応と農産物の高品質化のため、新たな農業への変革（農業のデジタルトランスフォーメーション（農業DX））を実現することが必要です。

○再生可能エネルギーを導入し、所得向上を図ることで、農家が営農を継続できるようにすることが必要です。

【北部】

○北部地域の人口減少を食い止めることで農村を守り、担い手、兼業農家、非農家が協力して農地を守る必要があります。

■農地・農業に対する市民の理解醸成

【全域】

○宝塚産農産物や園芸作物が購入できる場所の周知が不足しているため、宝塚産農産物及び園芸作物を購入できる場所を更に増やし、市民が宝塚産農産物及び園芸作物を購入する機会を増やすとともに周知に努める必要があります。

○市民農園や収穫体験など、市民が「農」に触れる機会を増やす必要があります。

○農業を継続させていくためには、食料の安定供給に農業が果たしている役割をはじめとして、農地の有する多面的機能や市民自身が土に触れる豊かな生活を知ってもらう必要があります。

○農業振興施設や農業観光施設を更に市民に周知し、宝塚の「農」に対する市民の理解と意識を高め、推進していく施設となるよう、積極的な活用を図ることが必要です。

○農業という生産面だけにとらわれることなく、「農」を通じて市民が交流し、楽しめる環境づくりを進め、「農」の文化を定着していくことが望まれます。

■農業振興・農業観光施設

○各施設運営に関わる者の高齢化と後継者不足が浮き彫りになっており、施設の運営にも支障が生じる可能性があり、施設運営の後継者を確保する必要があります。

○利用者が減少傾向にあるため、各施設の魅力発信や新たな顧客層を開拓する必要があります。

■農業関連イベント

○顧客等が固定化して来場者は伸び悩んでいます。新たな顧客層の獲得に繋がるイベントや、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化する中において相応しい開催のあり方を検討する必要があります。

3 宝塚市の農業がめざす姿

■農業の将来像

農業を取り巻く環境が大きく変動する中、引き続き本市農業の持続的発展に取り組み、併せて多くの市民が身近に「農」に触れることができる環境づくりを行う必要があることから、引き続き『市民とともに「守り・育む宝塚の農」』を本市農業がめざす将来像として掲げるとともに、新たなスローガン「愛[↑]農^{KNOW}たからづか ～未来に続く宝塚の農業～」を掲げ、市民一人ひとりの農業への意識の醸成をめざすこととします。

4 農業振興策の展開

計画の方向性 1 農業の持続的な発展

集落内の高齢化が進み、農業者の後継者確保が十分ではないため、農家数が減少し、維持困難な農地が増加しています。

また、労働力不足により農産物の生産量や販売額が減少しており、今後はこの状況が加速すると予想されます。担い手や後継者の確保を進める必要があります。

基本方針（１）次世代の担い手の確保

新規就農者の確保、後継者となる農家の育成、集落営農組織の立ち上げ・運営支援などにより次世代の多様な担い手を確保するとともに、農地の集積・集約化に努めます。

施策①	担い手の確保
施策②	農地の集積・集約
施策③	多様な人材の農業経営への参画

基本方針（２）地域に根づいた園芸（花き・植木）と農業（水稻・野菜・畜産）の推進

本市地場産業である園芸（花き・植木）産業を振興します。また西谷野菜や畜産、ダリアなど特色のある農産物の生産を促進します。

施策①	園芸（花き・植木）産業の更なる技術力の向上及び後継者の確保
施策②	次世代の園芸（花き・植木）産業の検討
施策③	特色ある農畜産物生産の促進
施策④	水稻の安定的な生産

基本方針（３）農地や農業用施設の適正な維持管理

農地や農業用施設の適切な維持管理に努めるとともに、生産効率の向上と甚大化する自然災害防止のため、更なる基盤整備を検討します。

施策①	農地、農業用施設の維持・管理体制の構築を支援
施策②	農業生産を支える農地や農業用施設の整備を改善検討

基本方針（４）有害鳥獣による農作物被害の防止

行政と住民が連携してイノシシやシカなどの有害鳥獣による農作物の被害を防止し、営農意欲の低下を防ぎます。

施策①	地域と連携した有害鳥獣被害防止対策
施策②	地域への狩猟免許取得の推進、狩猟者への支援

基本方針（５）都市農業の振興

都市農地の保全と活用を促進し、都市農地の持つ多面的な機能（景観・交流・食育・教育・地産地消・環境・防災・福祉）を発揮できるように取り組みます。

施策①	都市農業の振興のための制度周知および都市農地の有効活用
-----	-----------------------------

計画の方向性２ 農業の新たな価値創出の推進

人口減少時代にあつて、北部地域では都市部に比べて著しく人口が減少し、これまでの集落の活動にも支障が出ています。

また、経済活動の多様化により農業を取り巻く環境は大きく変化し、状況に応じた柔軟な対応が求められています。異業種と連携し、地域資源を活用する新たな農業の展開が求められます。

基本方針（６）「農」を支える交流や農村への移住・定住等の促進

後継者の帰農や就農希望者はもとより、都市農村交流に取り組み、農村での生活希望者を積極的に受け入れ、農村への移住・定住を促進します。

施策①	農村集落活性化の促進
-----	------------

基本方針（７）農商工連携や異業種交流の取組の推進

農産物の特産品・加工品の開発と販売の促進に向けて、開発支援をはじめ、販路の確保、商工業者との連携、異業種交流を活性化します。

施策①	「モノ・コト・バ宝塚」をはじめとする宝塚ブランドの推進
-----	-----------------------------

施策②	異業種交流の推進
-----	----------

施策③	６次産業化の推進
-----	----------

基本方針（８）農地の新たな活用の取組

市民農園や農福連携など、農地の新たな活用を積極的に提案します。

施策①	市民農園開設の支援
-----	-----------

施策②	農福連携の推進
-----	---------

基本方針（９）新技術の導入の推進

ロボット技術や ICT を活用したスマート農業の導入を推進し、農業の効率化を図ります。

また、農業経営への再生可能エネルギー導入を検討します。

施策①	スマート農業の導入検討
-----	-------------

施策②	再生可能エネルギーの導入検討
-----	----------------

計画の方向性3 「農」に触れ「農」を知る機会の創出

農業が食料の安定供給の基盤であることはもちろん、農地が多面的機能を有することを市民へ啓発するとともに、市民が直接花や緑そして土に触れることができる機会を創出します。

基本方針（10）「農」と触れる機会の創出

農業体験を提供して、市民が「農」と触れる機会を創出します。

施策①	「農」に触れる体験推進
-----	-------------

基本方針（11）「農」を知る機会の創出

食育などの講習会の開催や、地産地消の取組強化、都市農地の有する多面的機能（景観・交流・食育・教育・地産地消・環境・防災）の周知により農に関する啓発に努めます。

施策①	食育の推進
施策②	地産地消の推進
施策③	多面的機能を持つ都市農業への参画推進

基本方針（12）「花き・植木」に触れ、知る機会の創出

あいあいパーク並びに事業者と連携し、園芸の魅力を発信します。

また、南部地域の花き植木並びに北部地域のダリアと牡丹の魅力とその歴史を市民に普及啓発します。

施策①	接木技術の周知及び花き・植木の魅力の発信
施策②	市民緑化活動の推進・オープンガーデン普及活動による園芸（花き・植木）に関する資材や種苗、園芸用土などの消費の拡大

基本方針（13）地域の特性を生かした観光農業の活性化

あいあいパークをはじめ、西谷夢市場、市立宝塚長谷牡丹園、宝塚ダリア園などの施設や各農園で行われているいちご狩りや芋ほりなど、季節ごとに実施されるイベントにより誘客を図ります。

施策①	あいあいパークとの連携
施策②	西谷夢市場、宝塚北サービスエリアの活用
施策③	長谷牡丹園の魅力増進
施策④	市内各施設等との連携

5 計画推進にあたって

■計画推進にあたっての各主体の役割

本計画を推進していくためには、まず農業者が主役となって農業を続けていくことが重要であり、そのためには行政、市民、農業者がそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。

このため、農業者同士の連携、消費者を含めた地域での連携、市全体における連携という情報共有ができるよう、交流の機会の充実を図るとともに、各関係者が可能な限り情報発信を続けることをめざします。

■計画の進行管理

本計画の推進にあたって、本市を取り巻く社会情勢や財政状況等を勘案しながら施策を実施していきます。

また、各年度において計画の実施状況の点検・評価を行い、その結果について考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくことが必要なため、PDCA サイクルを繰り返しながら、計画の推進を図っていきます。

計画期間は令和 12 年度(2030 年度)までの 10 年間となりますが、適宜必要に応じて見直しを行います。

下表のとおり指標を設定し、各年度状況の点検・評価を行いながら計画の推進を図ります。

評価指標

計画の方向性	指標	現況値 (令和 2 年)	目標値 (10 年後)
農業の持続的な発展	集落営農組織数	5 組織	10 組織
	農地集積率	7.15%	21.60%
	有害鳥獣による農作物被害額	4,349 千円 (令和元年度)	3,500 千円
	生産緑地面積 (特定生産緑地へ継続した面積)	69.72ha	42.92ha
	都市農地の有効活用事例数	10 件	50 件
	農業産出額	138 千万円 (平成 30 年度)	148 千万円
農業の新たな価値創造 の推進	「農」に関する「モノ・コト・バ宝塚」 選定資源数	29 資源	50 資源
	農福連携の事例件数	5 件	50 件
「農」に触れ「農」を 知る機会の創出	市民農園利用者数	590 人	800 人
	「農」に関する講習会等参加者数	1,377 人 (令和元年度)	1,400 人
	オープンガーデン参加庭園主	95 人 (令和元年度)	150 人

第 2 次宝塚市農業振興計画（案）

令和 3 年（2 0 2 1 年） 月

宝塚市産業文化部産業振興室農政課

〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号

電話：0797-77-2036 ファクス：0797-77-2133